

# ○上越教育大学入学試験委員会実技検査専門部会細則

(平成16年4月27日細則第31号)

最終改正 令和4年1月24日細則第4号

(趣旨)

**第1条** この細則は、上越教育大学入学試験委員会規程（平成16年規程第17号）第10条第2項の規定に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）の専門部会として、実技検査専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

**第2条** 専門部会は、学部に係る次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実技検査（音楽、美術及び体育）の問題作成に関する事項
- (2) 実技検査の採点基準の作成に関する事項
- (3) 実技検査の採点に関する事項
- (4) 実技検査の採点結果の評価に関する事項
- (5) その他実技検査に関する事項

(組織)

**第3条** 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 入学試験委員会委員若干人
  - (2) 教育実践高度化専攻教科教育・教科複合実践研究コースの音楽分野、美術分野及び保健体育分野から選出された教授又は准教授（講師及び助教を含む。）若干人
  - (3) その他入学試験委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名した者若干人
- (委員の委嘱及び任期)

**第4条** 前条第2号及び第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前条に掲げる委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(部会長等)

**第5条** 専門部会に部会長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

- 2 専門部会は、必要があると認めたときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

**第8条** 専門部会に関する事務は、入試課において処理する。

(その他)

**第9条** この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別

に定める。

**附 則**

1 この細則は、平成16年4月27日から施行する。

2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条に規定する委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

**附 則（平成19年細則第4号（平成19年3月1日））**

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年細則第2号（平成20年3月21日））**

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年細則第8号（平成25年3月22日））**

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年細則第19号（平成27年12月24日））**

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年細則第10号（平成31年3月22日））**

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和4年細則第4号（令和4年1月24日））**

この細則は、令和4年4月1日から施行する。